



令和6年度 市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり (令和6年12月改訂版)

“異動届は確実に 納入は翌月10日まで”

このしおりは、本年6月から来年5月の最終納入まで12カ月間の取扱要領と関係書類を
まとめたものです。よくご覧のうえ、大切に保管してください。

目次

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 個人住民税（市・県民税）・森林環境税 | |
| の特別徴収について……p. | 1 |
| 2. 特別徴収の手続き一覧 | ……p. 3 |
| 3. 給与所得者異動届出書 | ……p. 4 |
| 4. 特別徴収への切替届出書 | ……p. 6 |
| 5. 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 | ……p. 8 |
| 6. 納入書の書き方 | ……p. 10 |
| 7. 指定通知書 | ……p. 12 |

秋田県由利本荘市

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市税務課
TEL (0184) 24-6302
FAX (0184) 27-1052
e-mail zeimu_01@city.yurihonjo.lg.jp

詳しくは

由利本荘市 特別徴収

検索

個人住民税（市・県民税）・森林環境税の特別徴収について

1. 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第319条及び第321条の4並びに由利本荘市税条例第38条の規定により、貴事業所（給与支払者）を個人住民税（市・県民税）・森林環境税の特別徴収義務者に指定いたしました。

つきましては、先に提出いただいた給与支払報告書等にもとづき別紙のとおり特別徴収税額を決定しましたので、徴収・納入についてよろしく願いいたします。

2. 特別徴収税額決定通知書の納税者への通知

納税者への特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は特別徴収義務者を經由して交付することになっております（地方税法第321条の4）。各納税者へ速やかに交付してください。

退職等により交付できない方の分については、異動届出書と一緒に返送してください。なお、非課税の方に通知書はありません。

また、他に所得のある方は給与所得と合算のうえ課税されます。ただし、65歳以上の方の公的年金等所得に係る個人住民税（市・県民税）については、公的年金等からの特別徴収または普通徴収による納入になりますので、給与からの特別徴収はできません。

3. 納税者からの月割額の徴収

各納税者の月割額を特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）に記載しております。特別徴収義務者は、各納税者の月割額を6月から翌年5月までの12回にわたり、毎月給与の支払いの際に徴収してください。

4. 月割額の納入方法および納入期限

徴収した月割額の合計額は、本市から送付した納入書により納入してください。独自様式や共通納税での納入の場合は、指定番号の記入を忘れずをお願いします。

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日（金融機関の休業日にあたる場合はその翌日）となっております。

なお、事業所による立て替え払いは、事業者と従業員の間に新たな債権債務関係を生じさせ、途中で退職した場合や税額に変更があった場合の対応が困難となりますので、おやめください。

5. 納入期限後の納入について

特別徴収義務者が、納期限までに月割額を納入されない場合は、延滞金を加算して納めることになります。

延滞金の加算率

- ① 納期限の翌日から1ヵ月を経過する日まで
⇒ 延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）
- ② 納期限の翌日から1ヵ月を経過したあと
⇒ 延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）

※ 延滞金特例基準割合：各年の前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の新規の短期貸出平均利率の平均＋1%

- 税額が2,000円未満のときはかかりません。また、税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算します。
- 延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。また、延滞金に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

6. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に税額の変更等(すべての変更または異動を含む)があった場合、特別徴収義務者に特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)を送付しますので、各納税者へ税額変更通知書(納税義務者用)を交付してください。

7. 貴事業所の特別徴収義務者指定番号

特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に表示した番号が貴事業所の指定番号です。今年度の納入書、異動届出書、その他特別徴収関係書類には、全てこの番号を記入してください。

8. マイナンバー（個人番号・法人番号）について

特別徴収に係る届出書について、マイナンバーの記入が必要になります。マイナンバーの記入が必要な項目は、届出書の種類によって異なりますのでご注意ください。

9. 納入場所

指定金融機関	収 納 代 理 金 融 機 関
秋田しんせい農業 協同組合	秋田銀行 山形銀行 羽後信用金庫 各郵便局 北都銀行 きらやか銀行 東北労働金庫 ※東北管外の郵便局の場合は、初回に限り、 「指定通知書」(p12)の提出が必要です。
上記金融機関の各本店、各支店 および各出張所	

届出の提出方法

個人住民税（市・県民税）・森林環境税の特別徴収に係る届出は以下の方法をご利用ください。

○窓口へ提出 由利本荘市税務課 または 各総合支所市民サービス課

○郵送 《送付先》 〒015-8501
秋田県由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市役所税務課 特別徴収担当 宛

○FAX (0184) 27-1052

○e-mail zeimu_01@city.yurihonjo.lg.jp
※届出を添付し、ご提出ください。

○e L T A X（エルタックス）
インターネットを利用して、地方税に関する手続き（届出や納入）を複数の地方自治体へ一括で行うことができます。
無料でご利用可能のため、活用に向けてご検討ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/>（e L T A Xホームページ）

○電子申請（Graffer スマート申請） 次の届出についてご利用可能です。

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書	
普通徴収から特別徴収への切替届出書	
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	

特 別 徴 収 の 手 続 き 一 覧

	事 例	備 考	提 出 書 類 (用 紙)
退 職 ・ 休 職	退職・休職したため「一括徴収」する	未徴収税額を事業所がまとめて徴収して納めます 右記届出書の「2. 一括徴収の場合」の記入も必要です	給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (p. 4)
	退職・休職したため「普通徴収」する	未徴収税額は個人で納めます 1月1日から4月30日までの間に退職した場合は必ず一括徴収してください 右記届出書の「3. 普通徴収の場合」の記入も必要です	
	現在「非課税」の人が退職する	非課税の場合でも異動届出書を提出してください	
	死亡した	一括徴収する場合は相続人の承諾を得てください	
転 勤	他の事業所へ転勤(転職)し、 その事業所で特別徴収を継続する	新しい勤務先へ事前に連絡の上、特別徴収を継続することの確認をとってか らご提出ください 右記届出書の「1. 特別徴収継続の場合」の記入も必要です	
	事業所を合併する	転勤と同じ扱いになります(合併元＝前事業所、合併先＝新事業所) ただし、事業所番号の変更がない場合は、提出の必要はありません	
	事業所を解散する	個々のケースに応じて全員の異動届出書を提出してください	
新 規	新たに就職した場合等で特別徴収へ 切り替える	徴収開始月を必ず記入してください	特別徴収への切替届出書 (p. 6)
そ の 他	特別徴収義務者の所在地・名称等 を変更する	変更があった場合は、すみやかに提出してください	特別徴収義務者の所在地・ 名称変更届出書(p.8)

※ その他ご不明な点がございましたら、由利本荘市役所税務課までお問い合わせください。 TEL (0184) 24-6302

※ このしおりに添付してある届出様式および記入例は、市のホームページからダウンロードできます。

由利本荘市 特別徴収

検索

に係る給与所得者異動届出書

コピーしてご利用ください

コピーしてご利用ください

コピーしてご利用ください

コピーしてご利用ください

普通徴収から特別徴収への切替届出書

(宛先) 秋田県由利本荘市長 令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ											連 担 者 先 者	所 属		
		名 称												氏 名		
		法人番号													電 話	内線()

給 与 所 得 者	1	フリガナ											普通徴収 切替期別	希望する期別を○で囲んでください。 第[1 ・ 2 ・ 3 ・ 4]期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎた分は、特別徴収へ切替できません。	※市記入欄						
		氏名													期納付済						
		生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日												Z G E						
		宛名番号													済 始						
		1月1日住所	由利本荘市												月 月						
		現住所													期 期						
	※1月1日住所と異なる場合に記入してください。										受給者番号										
	2	フリガナ											普通徴収 切替期別	希望する期別を○で囲んでください。 第[1 ・ 2 ・ 3 ・ 4]期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎた分は、特別徴収へ切替できません。	※市記入欄						
		氏名													期納付済						
		生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日												Z G E						
		宛名番号													済 始						
		1月1日住所	由利本荘市												月 月						
現住所												期 期									
※1月1日住所と異なる場合に記入してください。										受給者番号											

注意事項(必ずご確認ください) ○普通徴収の納期限が過ぎた分は、特別徴収に切替えることができません。 本人宛送付している納付書でご本人が納付していただくよう必ずお伝えください。 ○変更通知書は、当市受付の翌月中旬までにお送りします。 特徴開始月は、変更通知書の送付日と貴事業所の給与計算の締切日を考慮して記入してください。 ○年金特別徴収による市・県民税の税額がある方については、年税額を全額特別徴収に切替できない場合があります。	納入書の要否	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
	月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知が必要 ※通知が間に合わない場合のみ電話連絡します。

コピーしてご利用ください

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

[illegible]

	変	更	前	変	更	後
フリガナ						
氏名又は名称						
住所（居所） 又は所在地	〒			〒		
電話番号	（ ） ー			（ ） ー		
変更事由	1. 氏名又は名称の変更 2. 住所（居所）又は所在地の変更 3. 合併 4. 特別徴収事務の一本化 5. 事務所等の廃止 6. その他（ ）					
	合併後に存続する 法人(合併法人)名称					
	合併後に使用する 特別徴収義務者指定番号			変更年月日	令和	年

コピーしてご利用ください

◎特別徴収に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。

送付先	フリガナ		備考
	氏名又は名称		
	住所（居所） 又は所在地	〒 (電話)	

※誤読を避けるため、氏名又は名称には必ずフリガナを記入してください。

納 入 書 の 書 き 方

(例) 退職所得分を合算して納入される場合

(注意)

㊦ 秋田県由利本荘市		個人市民税 個人県民税		納入書			
市区町村コード		口座番号		加入者名			
0 5 2 1 0 8		0 0 0 0 0 7 6		秋田県由利本荘市会計管理者			
××年 6月分		指定番号		納入金額(1)			
		10000		56,700 円			
納入すべき金額が右上の 納入金額(1)の欄の金 額と異なるときは、納入 金額(1)の欄を横線で抹 消し、納入金額(2)の欄 に記入してください。		納 入 金 額	給与分	億 千 百 十 万 千 百 十 円			
			〔一括徴収分を含む〕	5 6 7 0 0			
			退職所得分	1 3 5 7 0 0			
			延滞金				
			督促手数料				
納期限		××年7月10日					
* 日 計		円		(2)			
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 〒 015-8501 由利本荘市尾崎17 氏 名 又は 名称 ○×工業株式会社		領 収 日 付 印					
上記のとおり納入します。 (金融機関保管)							

- 1 納入すべき金額が右上の「納入金額(1)」の欄の金額と異なる時は、「納入金額(1)」の欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」の欄に記入してください。
- 2 領収証書、納入済通知書についても同様に記入してください。
- 3 退職所得にかかる税額がある場合は、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」の欄に記入し、納入申告書にも内訳を必ず記入して納めてください。なお、納入申告書には特別徴収義務者の法人番号又は個人番号の記入が必要となりますので、裏面の退職所得に係る納入申告書の書き方をご参照ください。
- 4 納入書は2枚余分に入っています。そちらをご使用の際には、納付年月・住所(所在地)・氏名(名称)について記入漏れのないようご注意ください。

市・県民税特別徴収税額の納期は翌月の10日までです。

退職所得に係る納入申告書の書き方

退職所得に係る市民税・県民税がある場合は、納入書の裏面の「納入申告書」に必要事項を記入してください。

記載にあたって

1. 「年月分」……退職手当等から、（退職所得に係る）市民税・県民税を特別徴収した「年」と「月」を記入してください。
2. 「人員」……退職手当を支給した人の数を記入してください。
3. 「退職手当等支払金」……支給した退職手当等の総支給額を記入してください。
4. 「特別徴収税額」……算出された市民税・県民税それぞれの額（2人以上の場合は合計額）を記入してください。
5. 「特別徴収義務者名」……退職手当等を支給した法人または個人の住所・氏名（名称）を記入してください。
6. その他……退職手当等を支給した人ごとの内訳（氏名、勤続年数、退職手当等支払額、市民税額、県民税額）を記入してください。欄が不足している場合は任意様式にて提出いただいても構いません。

市 民 税 納 入 申 告 書																			
由利本荘市長										年 月 日提出									
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。										年 月 分									
										人 員		人							
退 職 手 当 等 支 払 金 額										十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額		市 民 税																	
		県 民 税																	
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地												(受付印)						
	氏 名 又は 名称																		
	法人番号又は個人番号																		
退職手当等に係る分離課税の内訳は右記のとおりで		氏 名		勤続年数		退職手当等の支払金額		市 民 税		県 民 税									

※納入については、前のページを参照願います。
 ※納入申告書は、市のホームページからもダウンロードできます。

郵便局(東北管外)の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局(東北管外)を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので右の「指定通知書」に利用される郵便局名および貴事業所名を記入のうえ、最初に納入される際その郵便局に提出してください。

今年度利用された郵便局は来年度も引き続き利用できますので、来年以降は「指定通知書」を提出する必要はありません。

※提出方法について

右の指定通知書と納入書をお持ちになり郵便局へ提出してください。提出月の分から郵便局での納付が可能となります。

※東北管内の郵便局を利用される場合は、指定通知書を提出する必要はありません。納入書の提出によりご利用いただけます。

令和 年 月 日

郵便局長 様

由利本荘市長



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の取扱金融機関に
指定しましたので通知します。

記

口 座 番 号	02220-9-961336
加 入 者 名	由利本荘市会計管理者
と り ま と め 局	仙台貯金事務センター

事 業 所 名